

## 日米地位協定の抜本的な改定を求める意見書

今年1月12日午後9時頃、沖縄市内で在沖米空軍軍属の運転する車両が対向車線に進入し、北中城村出身の男性が運転する軽自動車に正面衝突、死亡させる事故が発生した。この事故で軍属の男性は、自動車運転過失致死罪で送検されたが、「公務中」のため日本は裁判権を行使できないとして那覇地検は不起訴処分とした。

軍人・軍属は、人命が失われた車両事故でも「公務中」ということだけで、過失の程度も検証されず不起訴処分とされる。このような「日米地位協定」は不条理である。また、職務上の催事で飲酒した場合でも、運転能力を著しく低下させない程度であれば「公務中」に含まれるとする米軍優先の運用は、国内法を無視した不当な運用である。

今回の事故で息子を亡くした母親は「相手が軍人・軍属だから仕方がないでは絶対に終わらせない」「例え公務中であろうが、日本で起こした犯罪を日本で裁けないのはおかしい」と、理不尽な「地位協定」に対する怒りと心情を述べている。母親のこのような怒りと心情は、沖縄県民が等しく共有するところである。

復帰から39年が経過した今なお「公務中」だから、「軍人・軍属」だからとして、かつての米軍占領下のような米軍の治外法権的な特権に対し強い怒りを覚えるものであり、こうした特権を許すことは断じて容認できるものではない。

よって北谷町議会は、日米両政府に対して「日米地位協定」を速やかに改定し、米軍の治外法権的な特権をなくし米軍へ日本の国内法適用と、その遵守を義務づけるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年4月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長